

監査公表第2号

令和2年2月25日付けで受理した彦根市職員措置請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和2年(2020年)4月22日

彦根市監査委員 若林 忠彦
彦根市監査委員 長崎 任男

彦根市職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

住所 彦根市

職業・氏名 (略) 他8人

2 請求の受理

本件請求は、令和2年2月25日に提出され、書面で確認できる範囲において、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条の所定の要件を具備しているものと認め、同日付けでこれを受理した。

3 請求内容

(1) 請求理由

ア (仮称)彦根市新市民体育センター(以下「新市民体育センター」という。)建設工事(以下「本件建設工事」という。)補正予算について

(ア) 彦根市長大久保貴(以下「彦根市長」という。)は、令和元年12月彦根市議会定例会において、議案第102号として令和元年度(2019年度)彦根市一般会計補正予算(第5号)を提案し、この補正予算は賛成多数で可決された。

(イ) 上記補正予算には、本件建設工事に関する次の補正予算(以下「本件補正予算」という。)が含まれていた。

a 市民体育センター整備事業

工事監理委託料 -9,600,000 円

工事請負費 524,000,000 円

b 債務負担行為補正(変更)

工事監理委託業務 60,000,000 円

建設工事 4,932,000,000 円

イ 彦根市長に対し勧告を求める内容について

本件補正予算は、地方財政法(昭和23年法律第109号)各条の規定に違反しており、監査委員は、彦根市長に対し、本件補正予算の支出差止めと、仮に支出した場合は、支出した公金の返還を勧告するよう請求する。

ウ 地方財政法第2条第1項違反について

(ア) 彦根市長は、未だ築後29年を経過したばかりで今後30年も活用できる「ひこね燦ばれす」を取り壊し、新築する新市民体育センターと「合築・複合化」する計画を公表している。このような計画は、国の政策に反する公共施設の短命化政策である。また、彦根市が「彦根市公共施設等総合管理計画」において、国の施策を踏襲して「築

60年で建替え」と定めていることにも反している。よって、国の財政に累を及ぼすことから、地方財政法第2条第1項の規定に違反する。

(イ) また、彦根市長は、新市民体育センターと「ひこね燦ばれず」との合築により建設する新市民体育センターの工事費に、社会資本整備総合交付金(以下「総合交付金」という。)11億7千万円の交付を受けようとしている。(ア)で述べたとおり、「ひこね燦ばれず」を取り壊すこと自体、国の長寿命化施策に反する違法行為であり、それを理由として総合交付金を請求することは、地方財政法第2条第1項に規定する「国の財政に累を及ぼす施策」に該当する。

(ウ) さらに、彦根市長は、新市民体育センターに関する市債を起債するに当たり、国の地域活性化事業債を利用し、市債償還時に国の地方交付税に関する優遇措置を受けようとしているが、(ア)で述べたとおり、国の施策に反する市の政策を理由として優遇措置を受けることは、地方財政法第2条第1項の「国の財政に累を及ぼす施策」に該当するので、このような違法な財源措置を含む補正予算の支出を認めてはならない。

(エ) それ故、彦根市長の「ひこね燦ばれず」取り壊し合築政策が国の施策に反し国の財政に累を及ぼすと判断されたときには、地方財政法第25条の規定により、彦根市は、総合交付金および市債に関する地方交付税等について、不交付または返還を命じられるリスクを負わねばならない。

エ 地方財政法第3条第1項および同法第4条第1項違反について

(ア) 新市民体育センターの建設工事費総額は、74.91億円(落札金額)、建築面積は9992.67㎡であり((仮称)彦根市新市民体育センター実施設計【概要】。以下「実施設計」という。)、実施設計に記載されている「施設諸元」によると、各施設の合計面積は11,227㎡であるが、放送室、医務室、事務室・受付、清掃員室、託児室、授乳室、喫茶コーナー、WCなどの共用部分661㎡を差し引くと「スポーツ部分」の面積は6,287㎡、「まちなか交流部分」の面積は1,499㎡、「弓道部分」の面積は2,780㎡で、その合計面積は10,566㎡となる。

(イ) (ア)で算出した各面積を基準として建設工事費74.91億円を案分計算すると、「スポーツ部分」の工事費は44.57億円、「まちなか交流部分」の工事費は10.62億円、「弓道部分」の工事費は19.7億円となる。

(ウ) 彦根市議会平成28年2月定例会において提出された「二巡目国体に向けて遠的場を併設した彦根市立弓道場の新設整備を求める請願書」に添付された「彦根市立弓道場の新設を求める趣旨」の記載によると、和歌山国体における田辺市立弓道場の建設工事費は3.8億円である。(イ)で述べたとおり、彦根市の弓道競技場は、その5.1倍の19.7億円もの多額の経費を費やそうとしており、この建設工事費が「合理的な基準によりその経費を算定」したとはとうてい言い難いことは明白であって、地方財政法第3条第1項の規定に違反している。

(エ) また、このような予算を執行した場合には、地方財政法第 4 条の規定に違反することも明白であり、かかる違法な支出の差止めを求めるものである。

(オ) さらに、仮に、彦根市長が、このような地方財政法に違反する支出を行ったときには、彦根市弓道場の工事費 19.7 億円から田辺市立弓道場の工事費 3.8 億円を差し引いた 15.9 億円は違法な支出であるから、彦根市長に対し、そのうち 15 億円を彦根市に返還するように勧告されたい。

(カ) 次に、「まちなか交流拠点」については、ウで述べたとおり、今後 30 年余も利用できる「ひこね燦ばれす」を取り壊してほぼ同じ内容の建築物を建てようとするのであり、そこに全く合理性が認められない違法行為であることは明白であるから、彦根市長に対し、その建設費等を支出してはならないとの勧告をされたく、もし、支出した場合には、「まちなか交流部分」の工事費 10.62 億円のうち 10 億円を返還するように勧告されたい。

オ 地方財政法第 4 条の 2 違反について

彦根市作成の令和元年度から令和 5 年度までの彦根市中期財政計画によれば、「新市民体育センター」に関する投資的経費は、当初計画よりも 17 億円余も増嵩しており、その結果、財源不足への取組をしなかった場合の収支見通しの推移では、令和 5 年度においては 79 億 1613 万 9 千円の累積赤字を抱えることになっている。

彦根市の近い将来におけるこのような財政破綻状態を鑑みると、彦根市長としては、「翌年度以降における財政状況も考慮し」なければならないにもかかわらず、何ら考慮せずに新市民体育センター関係の予算を支出しようとしているのであり、その行為は、地方財政法第 4 条の 2 の規定に違反するものであるから支出の差止めを勧告されたい。

(2) 措置請求

以上の理由により、請求者らは、監査委員に対し、新市民体育センターに関する彦根市長の支出行為は地方財政法の各条に違反する違法行為であると思料するので、その支出を差し止めるように勧告されることを求めるとともに、仮に、彦根市長が支出したときには、彦根市に対し、彦根市長に対し弓道部分の工事費一部 15 億円および「まちなか交流拠点」の工事費一部 10 億円、合計 25 億円を支払うように勧告されたい。

(3) 事実を証する書面

ア 令和元年度彦根市一般会計特別会計補正予算について(抄)

イ 12 月補正予算案の概要(抄)

ウ (仮称)彦根市新市民体育センター建設工事に係る補正予算書(抄)

エ インフラ長寿命化基本計画(抄)

オ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について

カ 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について

キ 公共施設等更新費用試算ソフト仕様書(平成 28 年版)(抄)

- ク 彦根市公共施設等総合管理計画(抄)
- ケ 二巡目国体に向けて遠的場を併設した彦根市立弓道場の新設整備を求める請願書
- コ 彦根市立弓道場の新設を求める趣旨
- サ スポーツ施設詳細 田辺市立弓道場
- シ (仮称)彦根市新市民体育センター実施設計【概要】
- ス 彦根市中期財政計画(令和元年度～令和5年度)

第2 監査の執行

1 請求人の証拠の提出および陳述

法第242条第7項(陳述の時点においては、第242条第6項)の規定に基づき、令和2年3月18日、請求人に対し、証拠の提出および陳述の機会を与えた。

今回、新たな証拠の提出はなかった。

請求人から工事費金額等の訂正の申出があり、補正を行った。

その他、請求人から請求内容に関して補充する発言があったが、その大要は、以下のとおりである。

- (1) 彦根市の財政が危機的な状況にある中、新市民体育センターの建設に多額の投資を行うことと、建設することで将来にわたり当該建物の維持費を市民が負担しなければならないことに、危機感を抱いている。
- (2) 彦根市の令和元年度予算において、多くの事業が削られた。ひこね燦ばれすを残せば約15億円の経費が削減できるというのに、市民サービスが削られ、箱物の建設が進められることをしっかり見てほしい。
- (3) 新市民体育センターのように、屋内に遠的の弓道場を設置することは、全国的に珍しく、費用対効果を考えれば過大な投資である。
- (4) 弓道場は、他に土地を求めて建設するべきであり、新市民体育センター内に作るために法外な投資をすることは違法である。

2 関係職員の事情聴取等

法第199条第8項の規定に基づき関係書類を調査するとともに、令和2年3月26日に、関係職員である教育委員会事務局および総務部の職員に対し事情聴取を行ったところ、次のような陳述がなされた。

- (1) ひこね燦ばれすの合築・複合化については、新市民体育センター整備基本計画および金亀公園再整備基本計画検討委員会での議論を経て、平成28年9月に策定した、彦根市新市民体育センター整備基本計画において、新市民体育センターとひこね燦ばれすを合築複合化することを公表したものである。
- (2) 「彦根市新市民体育センター整備基本計画」を基に基本設計を策定するに当たっては、彦根市体育協会(現彦根市スポーツ協会)、各競技団体(市バスケットボール協会、市ハ

ンドボール協会、市バドミントン協会、市卓球協会、市弓道連盟)、県障害者スポーツ協会等から、配置計画案などについてご意見をいただいた。

また、弓道場については、弓道場が併設されている大垣市武道館を始めとする県内外の施設に、平成 27 年度から令和元年度にかけて計 13 回視察を行っている。

- (3) 国の社会資本整備総合交付金の交付申請に当たっては、都市計画課所管の都市再生整備計画(南彦根駅周辺地区)を策定する必要があるとあり、平成 28 年 5 月 2 日から 6 度にわたり滋賀県と協議等を重ねた。その結果をもって、平成 29 年 7 月 19 日、国の近畿地方整備局に説明を行い、ひこね燦ぱれすを解体して合築することについて確認し、問題点は特にないとされた。都市再生整備計画を正式に提出し、平成 30 年 3 月 30 日に社会資本整備総合交付金の内示を受け、同年 5 月 2 日に交付金の申請を行い、同年 6 月 22 日付けで国土交通大臣から交付決定を受けた。
- (4) 「彦根市公共施設等総合管理計画」において築 60 年で建替えとしているのは、あくまでも、公共建築物の更新等に係る将来コストの計算における試算条件を設定しているものであって、彦根市として、個々の建築物について一律に 60 年で建て替えることを義務付けたものではない。国のインフラ長寿命化基本計画についても、中長期的な視点に立ったコスト管理について記載されており、「的確に維持管理・更新等を行うことで中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化を図る必要がある。」と記されている。また、個別施設ごとの長寿命化計画を策定することとされており、施設ごとの事情を勘案して公共建築物の維持管理・更新等を検討すべき趣旨であると認識している。
- (5) 弓道場を建物の屋上部分に設置することについては、新たに弓道場を建設するための土地を購入する必要がない利点がある。また、建設工事費は、東京オリンピックの建設特需等により、入札原理が働かず、人件費や資材費が高騰していた状況下にあった。単純に、田辺市弓道場の施設整備費用と比較することはできないと考えている。
- (6) 財政課では、毎年 8 月頃に各部局が今後予定しているすべての事業について、ヒアリングを行い、これらの事業を精査の上、予算編成を行っている。令和元年度から令和 5 年度までの彦根市中期財政計画における財源不足への取組を実施しなかった場合の収支見通しの推移は、要求事業をすべて実施すると仮定した場合に累積赤字額が 79 億 1613 万 9 千円となるのであって、実際に行えば財政破綻となる。当然コントロールを行う必要があるが、コントロールできない義務的経費の一つが扶助費である。過去 5 年の平均をとり、その伸び率を掛けて試算を行うと、児童福祉費が 105%、社会福祉費関係も 107%になるなど伸び率が大きい。新市民体育センター整備の事業費よりも、むしろ扶助費の伸びが財政に大きなインパクトを与えている状況である。

新市民体育センター整備のような投資的経費の場合、当然国県補助金が財源としてあり、足りない分は地方債を発行して手当を行っている。交付税措置など、より有利な地方債を利用し、できるだけ一般財源の支出を抑制するように努めている。

第3 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

(1) 関係法令

ア 地方財政法第2条

(地方財政運営の基本)

第2条 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つてはならない。

2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならない。

イ 地方財政法第3条

(予算の編成)

第3条 地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。

ウ 地方財政法第4条

(予算の執行等)

第4条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

エ 地方財政法第4条の2

(地方公共団体における年度間の財政運営の考慮)

第4条の2 地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。

オ 地方財政法第25条

(負担金等の使用)

第25条 国の負担金及び補助金並びに地方公共団体の負担金は、法令の定めるところに従い、これを使用しなければならない。

2 地方公共団体が前項の規定に従わなかつたときは、その部分については、国は、当

該地方公共団体に対し、その負担金又は補助金の全部又は一部を交付せず又はその返還を命ずることができる。

- 3 地方公共団体の負担金について、国が第一項の規定に従わなかったときは、その部分については、当該地方公共団体は、国に対し当該負担金の全部又は一部を支出せず又はその返還を請求することができる。

(2) 認定事実

ア 彦根市長は、現存する「ひこね燦ばれす」を取り壊し、新築する新市民体育センターと「合築・複合化」する計画を公表している。

イ 「ひこね燦ばれす」は、雇用促進事業団と彦根市とが出資し、平成3年2月1日「彦根勤労者総合福祉センター」として、彦根市小泉町648番地3に設置された。

ウ 「ひこね燦ばれす」は、雇用促進事業団の廃止に伴いその事業を受け継いだ雇用・能力開発機構から、同機構の持ち分を彦根市が取得し、平成14年10月1日に彦根市の施設となっている。

エ 「ひこね燦ばれす」は、築後29年を経過した施設である。

オ 国の公共施設の長寿命化・維持管理に関しては、平成25年11月付け「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議。以下「基本計画」という。）を始め、平成26年4月22日付け「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（総務大臣）、同日付け「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（総務省自治財政局財務調査課長）および平成28年1月付け「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修、財団法人自治総合センター。以下「試算ソフト」という。）などの通達等が出されている。

カ 彦根市長は、平成28年3月に「彦根市公共施設等総合管理計画」を策定し、この中で「大規模改修の実施年数は築30年」「築60年で建替え」とし、国が公表した試算ソフトにおける試算条件を用い、公共建築物の更新等にかかる将来コストの見込みを算出している。

キ 彦根市長は、令和元年12月彦根市議会定例会において、令和元年度(2019年度)彦根市一般会計補正予算(第5号)を提案し、本件建設工事に係る費用について補正を行うとともに、債務負担行為補正(変更)を行っている。

ク 彦根市長は、新市民体育センターに関する市債を起債するに当たり、国の地域活性化事業債を利用し、市債償還時に国の地方交付税に関する優遇措置を受けようとしている。

ケ 彦根市議会平成28年2月定例会において「二巡目国体に向けて遠的場を併設した彦根市立弓道場の新設整備を求める請願書」が提出され、その請願事項は「二巡目国体弓道競技会場として国体設置基準(近的10~12人立・遠的6人立)に合致した彦根市立弓道場の新設整備を図ること」であり、この請願は全会一致で採択された。

コ 彦根市作成の令和元年度から令和5年度までの彦根市中期財政計画によれば、新市

民体育センターに関する投資的経費は、当初計画よりも17億円余増嵩しており、令和元年5月時点で79億1908万1千円となっている。その財源内訳は、国庫支出金10億5633万7千円、県支出金3億7550万2千円、地方債50億2180万円で、残り14億6544万2千円が一般財源からの支出となっている。年度ごとの支出の内訳は、令和元年度28億9239万円、令和2年度39億2914万1千円、令和3年度6億6701万5千円、令和4年度4億6053万5千円で、令和5年度以降の支出はない。

サ コの彦根市中期財政計画によれば、財源不足への取組をしなかった場合の収支見通しの推移による赤字額は、令和元年度0円、令和2年度4億920万5千円、令和3年度20億7296万5千円、令和4年度26億6418万7千円、令和5年度27億6978万2千円となっており、それらを合計すると79億1613万9千円となっている。

(3) 判断

ア 地方財政法第2条第1項違反について

(ア) 請求人は、国の試算ソフトが建替えの更新年数を60年としていることに従い、彦根市が策定した「彦根市公共施設等総合管理計画」においても、「建替え:築60年で建替え」として国の施策を踏襲していることを理由に、未だ築後29年を経過したばかりで今後30年も活用できる「ひこね燦ばれす」を取り壊すことは、国の長寿命化施策および市の施策に反する公共施設の短命化政策であり、地方財政法第2条第1項に違反する旨述べている。

国の基本計画は、「高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に高齢化する」ことから、「国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進する」必要があるとして策定されたものである。

その後の総務大臣通知が、各地方公共団体に対し基本計画と歩調を併せた公共施設等管理計画の策定を促していることを受け、彦根市においても、「彦根市公共施設等総合管理計画」が策定されている。

まず、この基本計画には、「各施設が果たしている役割や機能を再確認した上で、その施設の必要性自体を再検討」し、「その結果、必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進めるなど、戦略的な取組を推進する」ことを求める記述がある。

したがって、国が定めた基本計画は、公共施設等の長寿命化施策を唯一の方針として定めておらず、社会経済情勢の変化を踏まえて、公共施設等を多角的に捉えて維持管理に取り組むことを求めていると考えられる。

また、彦根市が定めた「彦根市公共施設等総合管理計画」も、計画の趣旨において「今後、人口減少や少子高齢化等により公共施設等の利用需要も変化していくことが予想され、地域社会の実情に合った将来のまちづくりの視点が求められます」と記し、公共建築物の更新等に係る将来コストの見込みの試算条件として、大規模改修に

については実施年数を築 30 年、改修期間 2 年とし、建替えについては築 60 年で建替え、建替え期間を 3 年と設定している。

つまり、将来コストの見込みの試算のために「築 60 年で建替え」としたものであり、請求人が述べるように、彦根市が国の長寿命化施策を踏襲して「彦根市公共施設等総合管理計画」を策定したとは言えない。

よって、請求人が述べるような理由はないから、地方財政法第 2 条第 1 項に違反するものではない。

(イ) 請求人は、「ひこね燦ばれす」を取り壊して新市民体育センターと合築することが国の長寿命化施策および市の施策に反することを理由として、社会資本整備総合交付金を国に請求することは、地方財政法第 2 条第 1 項の「国の財政に累を及ぼす施策」に該当する旨述べているが、(ア)で述べたように、地方財政法第 2 条第 1 項の規定に違反しているとは言えない。

(ウ) 請求人は、新市民体育センターに関する市債を起債するに当たり国の地域活性化事業債を利用し、市債償還時に国の地方交付税に関する優遇措置を受けることは、国の長寿命化施策に反することから、地方財政法第 2 条第 1 項の「国の財政に累を及ぼす施策」に該当する旨述べているが、同じく(ア)で述べたように、地方財政法第 2 条第 1 項の規定に違反しているとは言えない。

イ 地方財政法第 3 条第 1 項および同法第 4 条第 1 項違反について

請求人は、新市民体育センターの施設内に新設する「弓道場」部分の工事費は、「合理的な基準によりその経費を算定」したものと言いきなりを理由に、地方財政法第 3 条第 1 項の規定に違反し、このような予算を執行した場合には、地方財政法第 4 条第 1 項の規定に違反する旨述べ、建設費等を支出した場合に彦根市長が返還すべき金額の算定を行っている。

また、「まちなか交流拠点」も、今後 30 年余も利用できる「ひこね燦ばれす」を取り壊してほぼ同じ内容の建築物を建てること違法行為である旨述べ、彦根市長に対し、「まちなか交流部分」の工事費の一部返還を求めている。

まず、請求人は、実施設計に記載された「施設諸元」により、各施設の合計面積 11,227 m²を求め、その面積から放送室、医務室、事務室・受付、清掃員室、託児室、授乳室、喫茶コーナー、WC などの共用部分の面積を差し引いた面積を求め、その差し引いた面積を基に、「弓道部分」の工事費を算出している。この計算方法によると、1 階の合計面積は 5,722 m²、2 階の合計面積は 3,982 m²、3 階の合計面積は 1,523 m²となり、これらを合わせると各施設の合計面積は 11,227 m²となる。

同じく実施設計には、新市民体育センターの「スポーツ棟」、「弓道場」、「共有」および「まちなか交流棟」の各階のそれぞれの床面積と延べ床面積が記されているが、1 階部分を比較してみると、請求人の計算方法による合計面積 5,722 m²は、1 階の床面積の合計 8,303.11 m²の約 68.9%でしかない。各施設の合計面積 11,227 m²も延べ床面積

13,087.44 m²の約 85.8%である。これは、「施設諸元」に記載されていない、ホール、階段、通路、機械室などの面積が請求人の面積には含まれていないことによるものである。

よって、請求人の計算方法を工事費の算定の根拠として用いることは、適当ではない。

より正確に施設の各部分の工事費を算出するには、実施設計に記載された各床面積および延べ床面積を用いるべきである。この方法で、建設工事費 74.91 億円を案分計算すると、「スポーツ棟」の工事費は 49.55 億円、「まちなか交流棟」の工事費は 14.57 億円、「共有」の工事費は 4.64 億円、2 階の遠的「弓道場」の工事費は 1.79 億円、3 階の近的「弓道場」の工事費は 4.37 億円となる。

以上のように、床面積により建設工事費を案分して計算し直すと 2 階および 3 階を合わせた「弓道場」の工事費は、6.16 億円となる。請求人は、彦根市の弓道競技場が田辺市立弓道場の建設工事費 3.8 億円と比較して 5.1 倍もの多額の経費を費やそうとしている旨述べているが、これも約 1.6 倍となる。

しかし、単純に面積割付けで工事費を算出することは適当ではない。厳密に言えば、平均案分ではなく、それぞれの構造や設備を考慮すべきである。「弓道場」は、すべてが屋根に覆われていないことから、その部分を減ずれば、「弓道場」の工事費は、さらに低く抑えられ、田辺市立弓道場の建設工事費より高いとしても、許容の範囲に収まっていると考えられる。

一方、「まちなか交流棟」の工事費は、床面積により建設工事費を案分して計算し直すと 14.57 億円となるが、「ひこね燦ばれず」を取り壊し、新築する新市民体育センターと「合築・複合化」することは、ア(ア)で述べた理由から、違法性は認められない。

よって、請求人が述べるような理由はないから、地方財政法第 3 条第 1 項および同法第 4 条第 1 項の規定に違反するものではない。

ウ 地方財政法第 4 条の 2 違反について

請求人は、新市民体育センターに関する投資的経費は、当初計画より 17 億円余も増嵩しており、財源不足への取組をしなかった場合の収支見通しの推移では、令和 5 年度において 79 億 1613 万 9 千円の累積赤字を抱えることになり、「翌年度以降における財政状況も考慮」せずに予算の支出を行うことは、地方財政法第 4 条の 2 の規定に違反するものである旨述べている。

しかし、令和元年度から令和 5 年度までの彦根市中期財政計画の「財源不足への取組をしなかった場合の収支見通しの推移」において赤字額として示されているのは、収支バランスを考慮せず、各部局から要求があった事業をすべて実施すると仮定した場合の不足額である。

「単一予算主義の原則」および「会計年度独立の原則」の観点から、各年度の予算の収支は均衡することが求められており、予算編成の過程において適宜修正され、請求人が述べるような累積赤字 79 億 1613 万 9 千円を抱えることは、回避されることが予想される。

さらに、新市民体育センターの建設事業費79億1908万1千円の財源内訳を見ると、一般財源からの支出は14億6544万2千円で全体の2割に満たないことから、請求人が累積赤字額と述べる79億1613万9千円も、新市民体育センターの建設事業費が唯一の原因であるとは言えず、当該建設事業費などの投資的経費よりも、むしろ、扶助費などの増加によるところが大きい。

したがって、請求人が主張しているように、新市民体育センターに関する投資的経費の17億円余の増嵩が79億1613万9千円の累積赤字をもたらしたと判断することはできない。

(4) 結論

よって、本件請求には理由がないから、法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。

(5) 意見

(仮称)彦根市新市民体育センターは、令和6年滋賀県で開催予定の国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会においてハンドボール、弓道等の競技会場となる。

同センターは、JR南彦根駅に至近の立地条件に加え商業地域や官公署に近く、市民だけでなく市内の事業所、高校、大学等に通う勤労者や学生にとっても利用しやすい「スポーツと文化が繋がる新しい交流拠点」となることが期待されている。

加えて、湖東定住自立圏を形成する彦根市と近隣4町が協定を締結して、スポーツを通じた賑わいと交流を創出するとともに、産業振興に資する拠点とも位置付けられており期するところは大きい。

しかし、比較的短期間で終わる大会に、これだけの投資をすることは中長期的に見れば、彦根市にとって大きな課題を抱えることになることも事実である。

今後は各種イベントを実施することによる交流人口の増加や関連産業の振興等による圏域経済の活性化とともに、ネーミングライツ等施設を運営するための財源の確保に努め、施設の維持管理経費が将来世代にとって過大な負担とならないための工夫や努力をされるよう切に望むものである。